

中央労基協 Report

令和5年4月

■令和4年度 第2回幹事会を4年ぶりリアル開催しました

本年度第2回幹事会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、これまで3年に亘り、リアル開催を見送っていましたが、4年ぶりに会場での幹事会をリアル開催し、令和5年3月15日無事可決しました。ここに議案の一部をご紹介します。

I 基本方針について

東基連中央労働基準協会支部は、東基連と組織統合した9支部とともに本部・支部間の連携を図りつつ事業を推進しているところです。しかしながら、約3年間に及ぶ新型コロナウイルス感染拡大による影響は、前年度においても続き、イベントの中止、経済活動の縮小などを余儀なくされ、当支部の行事である6月の中央安全推進大会及び9月の中央健康推進大会は規模縮小による開催に止まり、新春賀詞交歓会は中止とせざるを得ない状況となりました。また講習等事業では技能講習等の回数は例年同様に開催できたものの、受講者数の制限等により収益面には依然として影響を残す結果となりました。

しかしながら、新年度における当支部の事業推進に当たり、年度当初は引き続き、コロナによる感染対策を徹底し業務運営に努めるものの、政府が新型コロナウイルス感染症法上の位置づけを現行の「2類相当」から季節性インフルエンザと同等の「5類」とする方針を示したことにより感染状況の終息を見定めたくて、コロナ前と同様の講習等事業に当たり、東基連における中核支部としての役割をはたすべく、次の基本方針に基づき積極的に取り組んでまいります。



- 1 東基連本部及び各支部間はもとより関係行政機関、他の地区労働基準協会及び関係団体等とより一層の連携に努め、協力して労働条件の確保・改善、労働災害防止及び健康保持・増進対策等を推進するための公益事業に積極的に取り組みます。
- 2 登録教習機関として行う技能講習、登録講習のほか特別教育等法定教育を計画に基づき確実に実施します。また、労働関係法令等の改正や関係行政機関の動向及び会員、地域のニーズに対応した講習会、説明会やセミナー等を企画・立案し実施します。
なお、これら講習会等を実施するに当たり、会員事業場のみならず多くの関係者に受講を勧奨するため、ホームページや案内リーフレットを活用した広報を幅広く行います。
- 3 総会、賀詞交歓会等を通じて会員相互や関係行政職員との交流の充実を図るほか、無料講習や会員割引による講習の実施など会員に対する優遇措置の拡大に努めます。
- 4 会員の減少に歯止めを掛けるため、本部とも協力して東基連の事業活動についてホームページを中心にして幅広く周知・広報することとし、そのためホームページの更新に配慮し、事業者にとって有用な情報提供に努めます。
- 5 施設（ホール、事務所、駐車場）の賃貸事業に係る運営に当たっては、計画的な補修整備、各設備の更新を的確に実施することにより事業活動の安定した財政基盤の確保に努めます。

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会（略称：（公社）東基連） 中央労働基準協会支部
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です

II 個別事業の概要について

1 労働関係法令等に係る講習会等の実施

(1) 安全衛生教育事業関係・・・・・・・・・・ 49回

技能講習、登録講習、法定教育講習等

(2) 人事労務管理関係講習・・・・・・・・・・ 10回

労働関係法令等の改正や関係行政機関の動向及び会員、地域のニーズに対応した講習会、説明会やセミナー

2 労使の意識啓発の取組

中央労働基準監督署と当支部他4団体との共催により、労働災害防止等に向けた機運醸成のため、中央安全推進大会を6月15日に、中央健康推進大会を9月15日に開催し、各種対策等に関する説明、事例の発表、専門家による講演等を行います。また、安全衛生活動に積極的に取り組む事業場及び安全衛生活動の推進に尽力された個人に対する表彰を行います。

3 広報活動の取組

当支部に関連する情報等を東基連本部が編集し、毎月発行する会報「東基連」の「支部たより」欄に掲載するとともに、「中央労基協 Report」を毎月発行して当支部の活動状況や関連情報の提供を行います。

なお、令和5年4月号より当支部会員限定で当該会報「東基連」「中央労基協 Report」のメール配信サービスを開始することとしており、会員事業者への情報提供の充実を図ります。

また、ホームページ等の活用により当支部が独自に開催する講習会、セミナー等の情報提供に努める中で、当支部の事業活動の内容、特色をわかりやすく示すことにより新たな会員の加入につなげていくこととします。そのため、ホームページの更新や案内リーフレットの作成、配布に努めることとします。

なお、今後、コロナの感染再拡大等状況によっては、ホールの収容人数制限の継続、及び、リモートによる開催も視野に入れ取り組むこととします。

4 当支部内に設置した委員会の活性化の取組

当支部地域内の建設業者を構成員として設けられた建設業労務安全推進委員会を年2回開催し、中央労働基準監督署の指導の下、業界における労務・安全管理上の問題点を検討し、安全衛生管理の向上の推進を図るとともに中央安全推進大会及び中央健康推進大会の開催に当たって、その運営に積極的に協力してまいります。

III 当面の主な行事予定について《報告事項》

令和5年度の中央労働基準協会支部における行事予定

○第1回支部幹事会、支部会員総会、臨時幹事会及び懇親会

R5.5.18(金) 15:00~19:00

経団連会館 2・4F (千代田区大手町1-3-2)

○中央安全推進大会

R5.6.15(木) 13:30~16:30

文京区シビックホール 小ホール (文京区春日1-16-21)

○中央健康推進大会

R5.9.15(金) 13:30~16:30

文京区シビックホール 小ホール (文京区春日1-16-21)

○新春賀詞交歓会

R6.1.22(月) 17:30~19:00

東京ドームホテル B1 (文京区後楽1-3-61)

○第2回支部幹事会

R6.3.12(火) 16:00~17:00

中央労働基準協会支部 4F ホール (千代田区二番町9-8)

第14次労働災害防止計画（概要）

令和5年（2023年）4月1日～令和9年（2028年）3月31日

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標

主なアウトカム指標

○労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等

・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。

○中高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「エイジフレンドリーガイドライン（中高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。

・60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

○労働者の健康確保対策の推進

・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 等

・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。

死亡災害：5%以上減少 死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

計画の重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- ・労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討） 等

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・中高年齢の女性を始めとして高い発生率となっている転倒等につき、災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助、開発促進を図る。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。 等

中高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（中高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進（エッセンス版の作成等による周知啓発）

労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進 等

他、計8つの重点を定め対策を推進

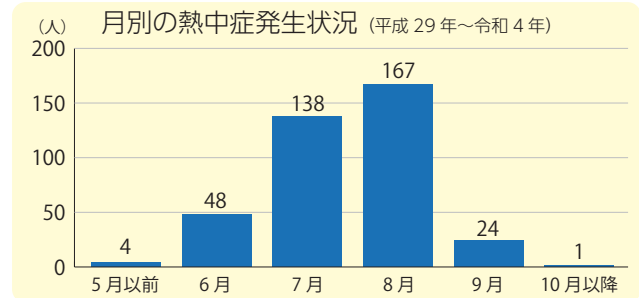
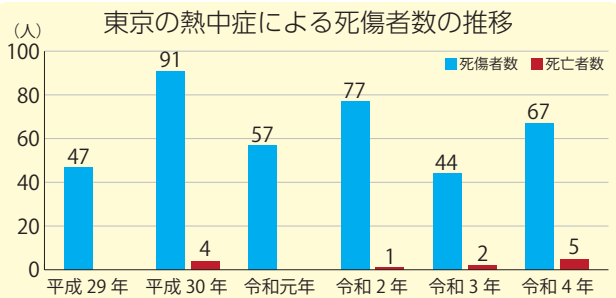
職場の「熱中症」を防ごう！

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう～

令和4年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は67件発生し、うち5件が死亡災害となっています（令和5年2月1日現在）。業種別では、警備業が24%、建設業が18%を占め、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しており、特に、梅雨明け直後と夏休み時期明けに多く発生しています。令和4年は記録的な高温となった6月に23件（34%）が発生し、死亡災害も3件発生しました。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。



令和4年に発生した熱中症の発生事例（東京）

（参考）気温は、東京管区気象台（千代田区北の丸公園）の値です。

発生月時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業見込 日数等
6月15時	ビルメンテナンス業	請負先事業場でごみ収集・集積作業を行っていたところ、自力で歩けない・けいれんの症状となり、救急搬送されたもの。	34.8℃ (35.7℃)	死亡
7月11時	小売業	調理場の唐揚げを揚げる釜の近くで作業中、熱中症の症状となったもの。	28.4℃ (31.0℃)	約14日
7月17時	陸上貨物運送事業	営業所内で荷物の仕分け作業中、倦怠感・吐き気の症状となり、救急搬送されたもの。	30.7℃ (33.6℃)	約7日
8月15時	警備業	交通誘導警備中、立ってられないなどの症状となり、応急処置を行ったが改善せず、救急搬送されたもの。	35.2℃ (35.9℃)	死亡
8月17時	建設業	現場の片付け作業を行っていたが、意識を失った状態で発見されたもの。	32.5℃ (36.1℃)	約1月

熱中症とは

熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症が疑われます。

I度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）	
II度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下	
III度	意識障害、小脳症状（ふらつき）、けいれん発作（ひきつけ）	



東京労働局労働基準部健康課

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00329.html



R5.2

4月中に実施しましょう



WBGT 値（暑さ指数）の把握の準備

作業計画の策定等

設備対策・休憩場所の確保の検討

服装等の検討

教育研修の実施

労働衛生管理体制の確立

発症時・緊急時の措置の確認と周知

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

1 作業環境管理

- JIS 規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合した WBGT 指数計により WBGT 値を測定する。
- 直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根等を設けたり、適度な通風又は冷房の設備を設ける。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設ける。
- 水分や塩分を補給するための飲料水等、身体を適度に冷やすための氷等を備え付ける。

2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。（梅雨明け直後、夏休み時期明け、新規配属者に特に注意）
- 喉が渇くといった自覚症状がなくても、作業前、作業中、作業後に定期的に水分や塩分を摂取する。
- 服装は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。（身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討）

3 健康管理

- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢等の疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。
- 作業開始前に、朝食未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じ、作業の配置換え等を行う。
- 作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして健康状態を確認する。（労働者からの申出も促す）

4 労働衛生教育

- 労働者を高温多湿場所で作業させる場合、作業の管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の救急処置 ④熱中症の事例について、労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ～少しでも異変を感じたら～

- いったん作業を離れ、休憩する
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

救急処置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合には、次の応急処置を行うとともに、呼びかけに応じない、返事がおかしいなど意識障害がある場合には救急隊を要請、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には医療機関へ搬送してください。



- 暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す。
- 衣類を脱がせて（緩めて）、可能な限り露出させた皮膚に水をかけ、うちわ、扇風機の風当て、寝かせた状態では下肢を持ち上げて高くする。
- 水分と塩分の摂取を行う。

以上のことで不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。

令和5年度講習会開催予定〔令和5年4月～令和5年9月〕※

(公社)東基連 中央労働基準協会支部
TEL03(3263)5060 FAX03(3263)6485

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/
右のQRコードは、ホームページに繋がります。



令和5年3月20日現在

講習名		月	令和5年度受講費(円) (受講料+テキスト代+税込)	令和5年度 4月	5月	6月	7月	8月	9月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		23,210			28~30日			20~22日
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		15,180		11・12日		26・27日		
	石綿作業主任者技能講習		15,180	満席	満席	満席		30・31日	
教特 育別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育		9,810				6日		
法定講習等	安全衛生推進者養成講習		14,630		18・19日		4・5日		26・27日
	衛生推進者養成講習		9,900		9日	6日		4日	
	安全管理者選任時研修		(会員)10,500 (非会員)12,500		29・30日		13・14日		7・8日
	リスクアセスメント担当者研修		(会員)10,500 (非会員)12,500						12日
	雇入れ時の安全衛生教育		(会員)2,968 (非会員)3,968	10日 12日 14日 18日 19日					
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習	第1種 3日	(会員)19,000 (非会員)22,000				19~21日	23~25日	
		第2種 2日	(会員)16,140 (非会員)19,140				19・20日	23・24日	
		特例第1種 1日	(会員)9,400 (非会員)10,400				21日	25日	
安全衛生 その他講習	熱中症予防管理者研修		(会員)5,200 (非会員)7,200			2日 23日	3日		
人事 労務講習等	新規労務担当者向け実務講習		(会員)12,710 (非会員)15,710		15・16日				
	労働保険(年度更新)・ 社会保険(算定)事務手続講習		無料			14日			
	(基礎 向け)初級講習者座	労働基準法等基礎講座		(会員)3,660 (非会員)5,660					2日
		社会保険【健保・年金】基礎講座		(会員)4,045 (非会員)6,045				31日	
	中級(実務 担当者向け)講習者座	労災保険実務講座【2回セット】		(会員)8,310 (非会員)11,310				11日 18日	
雇用保険実務講座			(会員)3,000 (非会員)5,000	21日					
大会等	中央安全推進大会					15日			
	中央健康推進大会								15日

※講習等の日程及び内容に関しましては、変更になる場合がございますので、ご了承ください。(その他安全衛生・人事労務講習等は、一部【案】を含みます。)

※講習会場は、原則、中労基協ビル4階ホールです。(大会等は、除く。)

※受講料、テキスト代は消費税を含んだ金額となっております。テキスト代は改訂により変更となる場合があります。

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。